

## 令和8年度 首里城復興キャラバン業務委託 企画提案仕様書

1. 業務名称 令和8年度首里城復興キャラバン業務委託

2. 委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日まで

3. 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 38,220,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次に記載された区分ごとに、実際に支出した内容 1 件ごとの費用を明細として記載すること。

- ① 人件費
- ② 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他必要と認められる費目）
- ③ 再委託費
- ④ 一般管理費（委託業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出が困難な間接経費「(人件費＋直接経費－再委託費)の 10%以内」とする。）
- ⑤ 消費税（直接人件費と直接経費、一般管理費、再委託費の合計に 100 分の 10 を乗じて得た額の範囲内とする。）

4. 業務目的

令和元年 10 月 31 日に発生した火災により、首里城正殿を含む建物 9 棟が焼失した。国内外より激励の声や多くの寄附が寄せられる中、令和 8 年度は首里城のシンボルである正殿の完成が予定されており、国内外の多くの人々が注目している。

沖縄県ではこれまでも首里城公園内において、国と連携しながら、復元過程を「観る」、「学ぶ」、「楽しむ」ことを実現する“見せる復興”に取り組んでおり、観光資源の活用や、復興への継続的な関心に繋がるような展示やイベント等を行っている。

本業務においては、全国を巡る「首里城復興キャラバン」を実施することで、これまでの復興の歩みを広く周知し、感謝の意を表するとともに、復興への理解促進と興味・関心の機会を創出し、官民一体となった復興への機運を向上させることを目的とする。

## 5. 業務内容

正殿完成までの復元過程や寄附金の活用内容を伝える「首里城復興キャラバン」を全国主要地（県外8カ所、県内5カ所）において実施するほか、本事業の企画運営事務局を運営すること。

本事業を通して、県内外の多くの方々の復興への理解促進と興味・関心の機会を創出し、復興への機運向上に繋がるよう、効果的な実施に向けた内容とすること。

実際に実施する事業の内容については、県と調整の上で決定するものとし、決定前に関係団体等と接触することは極力控えること。なお、決定後においても状況の変化等により、協議の上、実施内容を変更することがある。

### (1) 「首里城復興キャラバン」の実施

復興キャラバンの核となる、以下の項目について提案を行うこと

- ①事業コンセプト
- ②実施場所案及び実施体制・スケジュール案
- ③出発式実施案
- ④常設展示物
- ⑤体験イベントおよびトークイベント
- ⑥イベント広報案

ア 県外8カ所（札幌市、仙台市、東京23区、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市を想定）、県内5カ所（北部、中部、南部、宮古、八重山）を巡回し開催すること。また、開催場所については、アクセスがしやすく、集客が期待できるような場所を選定し提案すること。

イ キャラバンの実施期間については、令和8年7月～令和9年2月までの間とし、1カ所につき、土日を含んだ4日間以上開催すること。また、各地での開催時期については、県で実施する首里城正殿完成記念事業や、各地で実施される関連イベント等の内容を踏まえ、相乗効果が図れるよう、県と協議の上決定すること。

ウ 各地の会場確保、各関係者との連絡調整は全て受託事業者自らが行うものとする。

エ 復興キャラバンは遅くとも7月中旬までにはスタートすることとし、スタート時には沖縄県知事による出発式を行うこと。また、出発式は本事業の理念を象徴する場である首里城公園で実施することを想定し、県民の期待感と参加意識を高めるための創意工夫を凝らした内容とすること。

オ 常設展示物の内容には、復元過程を「観る」、「学ぶ」、「楽しむ」ことを実現する“見せる復興”の内容とすることを意識し、次の内容を組み込むこと。

- ・正殿の復元過程、寄附金の活用内容、首里城正殿への物品調達等の協力を得た

地域を紹介するためのパネル展示・動画に加えて、すぐには首里城公園に行けない方でも復興を体感できるよう創意工夫を凝らした展示を実施すること。

また、県内・県外でも同時期に行えるよう、それぞれ2セット以上は作成するなど対応すること。

【参考】

首里城正殿への物品調達等の協力を得た地域

- ・ 与那国島（細粒砂岩）
- ・ 国頭村（オキナワウラジロガシ）
- ・ 奈良県（ヒノキ）
- ・ 三重県（ヒノキ）
- ・ 熊本県（イヌマキ）
- ・ 長野県（木曾ヒノキ）
- ・ 青森県（青森ヒバ）

・ 首里城の復興に向けた歩みの動画（各約5分程度のダイジェスト版）を作成し、会場で流すこと。動画で文字を使用する場合は、多言語翻訳に対応できるよう工夫すること。動画の内容は県と調整の上決定すること。

・ パネルや動画の主な素材については、首里城復興サイト等の既に公表されている資料やデータを受託事業者にて各関係者から提供を受け、作成・使用することを想定すること。

【参考】 首里城公園ホームページ復興サイト

(<https://oki-park.jp/shurijo/fukkou/>)

・ 展示内容の信憑性を担保するため、展示物作成の際には、それぞれの復興に向けた取組みの責任者・学識経験者等に監修を依頼すること。

・ 各パネルの説明文は、多言語（英・中（簡体語・繁体語）・韓以上）に翻訳すること。パネルのスペースが足りない等の場合は、QRコードを読み込み、多言語翻訳の説明文が読み取れるよう工夫すること。

・ 関係者等から展示物等を借用する場合には、紛失の恐れがないよう人員を配置する等の最新の注意を払うことはもとより、保険への加入等、紛失の補償についても双方で事前に確認する等、考慮すること。

・ キャラバンで使用する写真・文面等は、国や関係機関、関係者等へ確認の上、使用すること。借用する写真や引用文を使用する際には、著作権の所在を確認し承認を得た上で使用すること。

カ 参加者が能動的に「観る」、「学ぶ」、「楽しむ」ことが出来るよう、ワークショップ

プ等の体験イベントに加えて、復元に携わった職人や有識者等によるトークイベントを各地での開催毎に実施すること。なお、報償費は原則として日額 10,000 円とする。また、集客のために各地域のタレント等を起用することも可能とするが、事業の趣旨に沿った企画内容とすること。

キ 各キャラバンの集客に繋がる効果的な広報を行うこととし、その内容について、企画提案書に盛り込むこと。

ク 各地でのキャラバン開催中は、現地に専属の担当者を配置すること。

ケ 復興キャラバンの補助資料となるような資料(パンフレット・リーフレット等)を作成すること。

コ 本事業の記録を目的とした写真撮影を行うこと。

サ その他、キャラバンの内容充実に係るものがあれば提案すること。

## (2) 本事業の企画運営事務局の運営

委託業務の進捗状況の報告・連絡・調整を目的とした打合せを定期的を実施すること。打合せには、本委託業務を管理する者と担当者が参加すること。また、打合せの議事録を作成すること。

また、キャラバン開催の同時期に開催が予定されるイベントについては、関係各所との調整を図りながら、相乗効果が図れるよう連携して実施すること。

## (3) 留意事項

ア 本事業に関する連絡調整については、受託事業者の総括責任者が窓口となって対応することとし、必要に応じて国、県、関係機関等の担当者と適宜調整を行うこと。

イ キャラバンに係る経費はすべて委託事業者にて負担すること。(謝金、旅費、会場使用料、制作費、運搬費等を含むこと。)

ウ 本事業のスムーズな実施において、必要な人数の係員を配置すること。併せて、感染症対策・地震等の不可抗力を含む天災発生時の備え、保険に加入し県に保険加入を証する書類等を提示すること。また、再委託先等の保険加入についても同様の対応を取ること。

## 6. 成果品

本業務委託の成果として、以下を提出することとする。

表 成果物等一覧

項目	内容
業務完了報告書	本業務の製作物や、実施に用いた物、記録写真等を含む報告書としてデジタルデータ(編集可能な形式)及び印刷物を各2部 ※印刷物はA4カラーの20~40頁程度 ※本業務の製作物デザイン、記録写真などの成果物にかかるデジタルデータはUSB等に保存し、成果物の一覧表と併せて提出
その他	県が業務に関するものとして指示したもの(中間成果物を含む)。

## 7. 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により、県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示す業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

#### <簡易な業務>

資料の収集・整理

資料の複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

また、以下に示す契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

## 8. 契約不適合責任

県への引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

## 9. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、県の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て、利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る肖像権、著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。

## 10. 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (3) 委託業務完了時に実際に要しなかった経費等がある時は、相当の委託料を減額する。
- (4) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載すること。
- (5) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し、保管しておくこと。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産（備品）の取得は原則として認めない。
- (7) 人件費の時間単価については、原則として次のアの方法で行い、規程等が整備されていない場合は、次のイまたはウの手法により算出すること。

### ア 受託単価計算

受託単価計算の手法を取る場合には、原則として受託人件費単価規程等が公表されていること、他の官公庁で当該単価の受託実績があること、または官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす必要がある。

### イ 実施単価計算

$(\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{理論労働総時間数}$

年間総支給額は、基本給、管理職手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができるが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面での補助として助成されているものは含めることはできない。

年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の事業者負担分とする。

### ウ 健保等級単価計算

- (7) 以下の条件を全て満たしている場合は、「健保等級」による人件費単価を使用す

ることができる。

- a 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該委託事業に従事する者
  - b 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者
- (イ) 健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて以下のとおり、該当する単価表の区分を用い、経済産業省作成の最新の等級単価一覧表に記載の労務費単価に法定福利費を加算した人件費単価を適用する。
- a 賞与が通常支給されない者または通常4回以上支給される者  
→等級単価一覧表のA区分を適用する。
  - b 賞与が年1～3回まで支給されている者  
→等級単価一覧表のB区分を適用する。

#### 11. その他留意事項について

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (2) 事業実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。また、事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (3) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 契約時の見積から金額が変更となる場合には、執行前に、県に対して速やかに協議を求めること。
- (5) 当該事業の実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が原状回復を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表及び体制図を提出し、委託者の承認を得ること。体制図には、業務を実施するに当たっての役割分担及び担当者の氏名が明記されていること。途中で変更がある場合にはその変更前後の氏名を記載すること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- (8) 委託事業について、県との定期的な打ち合わせを2週間に1回以上設けること。また、県からの要望及び必要性に応じて打合せを実施すること。打合せ後は、速やかに議事録を作成し、次の作業に反映できるようにすること。
- (9) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して5年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。
- (10) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらをほかの目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (11) 本事業に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、沖縄県及び受託事業者双方合意のうえ、決定するものとする。
- (12) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議する。